

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

学校管理下（授業中・遠足・休憩時間中・通学中等）で発生した災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、医療費や見舞金の給付を行うものです。また、この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的制度であるため次のような特色を持っています。

- 低い掛金で、給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物による O-157 等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

給付を受けるための手続き

1. お子さまが学校管理下で災害（負傷、疾病等）にあい、病院等へかかったときは、学校（学級担任や部活動顧問）にお知らせください。必要な用紙を保健室でお渡しします。授業時間中は、保健室に多数の傷病生徒が来室している場合がありますので、用紙の提出や医療費請求に関することは、放課後の時間帯に来てください。
2. 学校から受け取った必要書類（『医療等の状況』、『調剤報酬明細書』等）について、病院で記入していただいでください。（用紙を持参してその場ですぐに書いていただけません。記入を受けるときは、医療機関にお確かめください。）
3. 必要書類を揃えて、学校（保健室）へ提出してください。
4. 学校が、必要書類を奈良県教育委員会を經由し独立行政法人日本スポーツ振興センター大阪支所へ提出します。医療費の支払い請求については、独立行政法人日本スポーツ振興センター大阪支所において審査を行い、給付額を決定し奈良県教育委員会・学校を經由して、保護者の皆様へお支払いします。振込先は、お届けいただいた南都銀行の口座に振り込みさせていただきます。

※ 災害共済給付の対象となる医療費については、奈良県福祉医療費助成制度の対象とならないため、福祉医療受給資格証を提示せず、災害共済給付の申請を優先していただきますようよろしくお願いいたします。なお、学校管理下の災害であっても、診察報酬請求点数が500点未満であるなど、災害共済給付の要件を満たさず給付されない場合には、福祉医療費助成制度を利用することが可能です。詳しくは各市町村福祉医療主管課にお問い合わせください。

※ 学校に書類を提出していただいてから、給付決定まで3か月程度かかります。また、災害の発生状況によって、認定されない場合や書類の再提出が必要となる場合がありますので、ご了承ください。

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に関するサイト

詳しい災害共済給付金の内容につきましては、[独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページ（外部サイト）](#)をご覧ください。